

議案第 6 6 号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 3 年 9 月 1 4 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

平成 1 3 年 9 月 2 1 日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和 45 年三朝町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町 民税の課税の特例)	附 則 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町 民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前
年中に租税特別措置法第37条の10第1項に
規定する株式等に係る譲渡所得等を有する
場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に
ついては、第33条及び第34条の3の規定に
かかわらず、他の所得と区分し、前年中の
当該株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第1項に定めるところにより
計算した金額（以下本条において「株式等
に係る譲渡所得等の金額」という。）に対
し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（
株式等に係る譲渡所得等の金額（第5項第
1号の規定により適用される第34条の2の
規定の適用がある場合には、その適用後の
金額）をいう。）の100分の4に相当する
金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

3 所得割の納税義務者が、平成13年10月1
日から平成15年3月31日までの期間（以下
本項において「特定期間」という。）内に
、租税特別措置法第37条の10第6項に規定
する上場株式等（以下本項において「上場
株式等」という。）の譲渡（証券取引法（
昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定
する有価証券先物取引の方法により行うも
のを除くものとし、租税特別措置法第37条
の10第2項に規定する証券業者への売委託
に基づくもの又は当該証券業者に対するも
のに限る。以下本項において同じ。）をし
た場合において、当該上場株式等が同条第

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前
年中に租税特別措置法第37条の10第1項に
規定する株式等に係る譲渡所得等を有する
場合には、当該株式等に係る譲渡所得等に
ついては、第33条及び第34条の3の規定に
かかわらず、他の所得と区分し、前年中の
当該株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第1項に定めるところにより
計算した金額（以下本条において「株式等
に係る譲渡所得等の金額」という。）に対
し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（
株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第
1号の規定により適用される第34条の2の
規定の適用がある場合には、その適用後の
金額）をいう。）の100分の4に相当する
金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

6 項に規定する長期所有上場株式等（以下本項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、第1項の規定の適用については、令附則第18条第3項に定めるところにより、当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の町民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該譲渡をした年中の長期所有上場株式等の譲渡（特定期間内のものに限る。）に係る譲渡所得の金額から100万円（当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するものとする。

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 略
（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における前

3 略
（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における前

条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5及び6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の2第13項で定める期間が3年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後1年以内に行われる譲渡（証券取引法 第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における前条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等

条第1項及び第2項 の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5及び6 略

7 特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下本項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の2第13項で定める期間が3年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後1年以内に行われる譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。）をした場合における前条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等

に係る譲渡所得等の金額として令附則第18 条の2第14項で定めるところにより計算し た金額の2分の1に相当する金額とする。 8及び9 略	に係る譲渡所得等の金額として令附則第18 条の2第14項で定めるところにより計算し た金額の2分の1に相当する金額とする。 8及び9 略
---	---

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。